

富岡市公債費負担適正化計画

(計画期間：平成18年度から平成20年度)

策定：平成18年9月26日

(改定：平成19年9月5日)

1 実質公債費負担の現状

(1) 実質公債費比率が18%を超えた要因

普通会計ベースで算出している「公債費比率」が高率であることに加え、一部事務組合が経営している病院事業や富岡甘楽衛生施設組合に対する負担金・出資金が多額であること、更に公共下水道事業や上水道事業、簡易水道事業等への繰出金が多額であることが要因となっている。

一部事務組合が経営している病院事業への繰出基準は、病院開設時の取り決めにより、一般会計が負担するのは、用地の取得費及び病院建設改良にかかる公債費負担分のみとしているため、赤字繰出は行っていない。2つの公立病院を経営していくには維持管理経費の他に拠点病院として相応の設備投資が不可欠である。しかしながら、その設備投資等のために一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に係る本市の負担金や出資金が、実質公債費比率において連結算定されるため、比率を押し上げる結果となっている。

病院開設時の取り決めの見直しは不可能ではないが、繰り出しに歯止めがかからなくなる恐れがあるため、見直しは行わない予定である。

(2) 既往債等に基づく実質公債費負担の現状と将来推計(参照：別紙様式1及び2)

年 度	策定年度 (18年度)	第2年度 (19年度)	第3年度 (20年度)	第4年度 (21年度)	第5年度 (22年度)	第6年度 (23年度)	第7年度 (24年度)
実質公債費比率(%)	18.6	18.6	17.9	17.1	16.0	14.9	14.1

2 実質公債費負担適正化の方策

(1) 今後の地方債発行に係る方針

投資的経費を極力抑えることにより、計画期間内の新規発行債は、毎年度9億円を限度とすることを目標値とする。なお、早期の適正化を図るため、なるべく7億円以内にとどめるものとする。

(2) 借換債の発行

公的資金補償金免除繰上償還制度を利用し、該当する5%以上の高利債を早期に繰上償還し、同時に低利債の借り換え発行を行うことにより、公債費負担の軽減を図っていく。

(3) 地方公営企業への繰出金や一部事務組合への負担金・出資金について

病院をはじめとして、公債費負担のある一部事務組合及び特別会計に対し、利益計上できる年度には、一般会計からの負担を相応に抑えるよう要請していく。また、基準以上の繰り出しがある場合は、料金収入の見直し等による経営改善等について働きかけていく。

なお、病院の建設改良の事業計画については、従来から構成団体の負担限度額(約4億7,400万円)は設けてある。

(4) 計画期間中の実質公債費比率の適正管理のための方策

平成19年度当初予算編成の際には、投資的経費の大幅な圧縮を編成方針に掲げ、臨時財政対策債を除く市債の予算計上を4億2,720万円にとどめ、新規発行の抑制を図った。

引き続き、企画部長が主体となり、新年度予算編成時等に、特別会計の他、一部事務組合についても経営状況等のヒアリングを実施し、早期適正化のための協議を行っていく。

3 公債負担適正化計画実施後の実質公債費比率見通し(参照:別紙様式3及び4)

年 度		策定年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
実質公債 費比率(%)	計画 (実績)	18.6 (-)	18.5 (18.6)	17.6	16.6	15.4	14.4	14.0
	変更	18.6	18.6	17.9	17.2	16.2	15.4	15.0